

市民健康増進クラブを設立

市民病院では、地域住民の皆様の健康に対する意識や興味を高め、病気の予防に役立つ情報を発信し、病気の早期発見・治療を目指して「市民健康増進クラブ」を設立しました。

会費はございませんので、ぜひご入会ください。

- ▶特典／市民健康増進クラブ会員証発行、年4回広報誌「四季の風」を送付、会員限定人間ドックコースのご案内ほか
- ▶申込／市HP「電子申請サービス」から申込
- ▶問合せ／同病院市民健康増進クラブ事務局（☎81-3341 内線6135）



申込ページ

マイナンバーカード交付・申請などの
休日・夜間窓口の開設

- ▶とき／【休日窓口】10月25日(日) 午前9時～正午
【夜間窓口】10月27日(火)・29日(木) いずれも午後5時15分～7時30分
- ▶ところ／窓口サービス課
- ▶内容／マイナンバーカードの交付・申請受付、電子証明書の更新など
- ▶問合せ／マイナンバーカードコールセンター（☎47-7183）へ

証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを使った証明書のコンビニ交付サービスを行っています。マルチコピー機にカードをセットし、タッチパネルの指示に従って4桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書）を入力することで、簡単に証明書が交付されます。マイナンバーカードをお持ちでない人は、この機会にぜひ申請をご検討ください。

- ▶利用時間／午前6時30分～午後11時（年末年始を除く）
- ▶利用店舗／マルチコピー機が設置してある店舗
- ▶発行可能な証明書／右表のとおり
- ▶問合せ／窓口サービス課（☎47-8764）へ

証明書の種類	手数料
住民票の写し	300円
印鑑登録証明書	300円
税証明書	300円
戸籍証明書	450円
戸籍附票の写し	300円

10月は自転車の安全利用・ヘルメット着用推進月間

自転車は身近で便利な乗り物ですが、一歩間違えると重大な事故につながります。大切な命と暮らしを守るため、交通ルールを確認しましょう。詳しくは、危機管理課（☎47-7385）へ。

- 1 ヘルメットの着用（すべての年齢で努力義務）
県内では、令和7年の自転車利用中の死亡事故のうち、約8割の人がヘルメット未着用でした。命を守るために着用を徹底しましょう。
- 2 自転車保険への加入（義務）
自転車事故で加害者となり、高額な損害賠償命令が出された事例もあります。県条例で加入が義務化されているため、加入の有無を今一度ご確認ください。

消防職員のサングラス着用を開始

大垣消防組合では、緊急走行時の視界確保と職員の目の保護のため、年間を通じてサングラスの着用を開始します。夏の強い直射日光や冬の路面の照り返しを遮ることで、眩しさによる事故を防ぐための安全対策です。

なお、住民の皆様への対応時には、原則としてサングラスを外して対応します。安全・確実な消防活動を継続するため、皆様のご理解をお願いいたします。

- ▶着用開始日／11月1日(通年)
- ▶着用する場面／緊急自動車の運転時・はしご車などの操作時・水難救助活動、災害活動、訓練時
- ▶問合せ／同消防組合総務課（☎87-1511）へ



着用イメージ

重度の障がいがある人への手当

重度の障がいがあり、次に該当する人は、特別障害者手当や障害児福祉手当を受給できる場合があります（所得制限あり）。詳しくは、障がい福祉課（☎47-7298）へ。

- ▶特別障害者手当
身体などに著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の人に支給。原則、日常的に寝たきり状態など特に重度の人が対象です。
- ▶障害児福祉手当
身体などに重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の在宅の人に支給（障がいによる公的年金受給者を除く）。※両手当とも、病院などに3か月以上継続して入院している人や、施設に入所している人は対象外です。

母子家庭等・父子家庭 医療費助成制度 受給者証の更新申請

母子家庭等・父子家庭医療費助成制度の対象者（下表）に、新しい受給者証と更新申請書を、10月中旬に順次発送します。

郵送された申請書に、必要事項を記入して、同封の返信用封筒で郵送してください（窓口での申請は混雑が予想されます）。

なお、現在ご利用の受給者証の有効期限は、10月31日です。11月1日以降は、新しい受給者証を医療機関に提示してください。また、有効期限が切れた受給者証は細断し、ご自身で破棄してください。

詳しくは、国保医療課福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）へ。

制度名	対象者
母子家庭等医療費助成制度	平成20年4月2日以降に生まれた子を扶養する配偶者のない母親とその子など
父子家庭医療費助成制度	平成20年4月2日以降に生まれた子を扶養する配偶者のない父親とその子

※本人、配偶者、扶養義務者などに所得制限あり

年に1度の健康チェック
健康診査を新しい生活習慣に！

健康診査を実施しています。対象者には受診票を送付しています。紛失などにより再発行を希望される場合は各問合せ先までご連絡ください。

- ▶受診方法／受診票に同封されている「実施医療機関一覧表」の指定医療機関へ事前に電話予約のうえ、受診してください
- ▶持ち物／マイナ保険証または資格確認書、受診票、受診費用

	国民健康保険 特定健康診査 <40～74歳>	ぎふ・すこやか健診 (後期高齢者健康診査) <75歳～>	ぎふ・さわやか口腔健診 (後期高齢者口腔健康診査) <75歳～>
目的	生活習慣病の早期発見と早期治療		口腔機能低下や肺炎などの疾病予防
対象	4月1日から健診当日まで国民健康保険に加入している人で、昭和26年9月1日～昭和62年3月31日生まれの人	昭和26年8月31日以前に生まれた人または、令和8年8月31日までに障がい認定により後期高齢者医療被保険者となった人	
検査項目	問診、身体計測、身体診察、血圧測定、血液検査、尿検査、COPD健康調査（医師が必要と認めた場合、心電図検査と眼底検査を実施）	問診、身体計測、身体診察、血圧測定、血液検査、尿検査（医師が必要と認めた場合、心電図検査を実施）	問診、歯の状態・しゃく能力・舌機能・えん下（飲み込み）機能の評価など
受診費用	500円		300円
受診期限	令和9年1月31日(日)	令和9年1月20日(水)	令和9年1月31日(日)
問合せ	国保医療課 国民健康保険グループ (☎47-8132)	国保医療課 福祉医療・後期医療グループ (☎47-7161)	

※今年度40歳になる人は、受診料が無料になりますので、ぜひ受診してください。